○国土交通省告示第三百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中国横断自動車道姫路鳥取線	たつの市新宮町角亀字戌芝七五番三から同市新宮町奥小屋字坂ノ間三三一番一六まで	前	最大 三八五 最小 一一	一〇一四二
		後	最大 三五四 最小 一一	
	宍粟市山崎町市場字桃木山六九四番二から同市山崎町高下字下河原一一六番四まで	前	最大 二一二 最小 一二	一九三三
		後	最大 一八一 最小 一一二	

○国土交通省告示第三百十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	日立市大久保町字見附下二四〇六番七から同市宮田町字山神三四二六番五まで	令和八年二月二十七日十時

○国土交通省告示第三百十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十月十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―822号	防火窓（Ａ０級）　ＫＫＳ―Ａ０―09	株式会社高工社	大阪府東大阪市西岩田４丁目１番32号

○国土交通省告示第三百十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十二月二十五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―790号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	weberfloor Marine Basic	Saint―Gobain Byggevarer AS	Sandstuveien 68, 0680―Oslo, Kingdom of Norway
第Ｓ―152号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝39ｄＢ）	〃	〃	〃

○国土交通省告示第三百二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年二月十二日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第5856号	小型船舶用粉末消火器	ＰＨＳ―３型	株式会社初田製作所	大阪府枚方市招提田近３丁目５番地
第5857号	小型船舶用粉末消火器用消火剤	小型船舶用粉末消火器ＰＨＳ―３型用	〃	〃

○国土交通省告示第三百二十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容	製造者の名称
第5000号	救命胴衣（膨脹式）	ＲＴＪ―10Ｒ型　縫い糸の仕様の追加	アール・エフ・ディー・ジャパン株式会社

○国土交通省告示第三百二十二号

スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号令八第九〇〇一号）については、令和八年二月十日付け国運審第二十二号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

○国土交通省告示第三百二十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四八〇号	原　健司	福岡県	令和八年二月九日	関門水先区
第二四八一号	徳田　健二	山口県	令和八年二月九日	関門水先区
第二四八二号	橋本　文洋	高知県	令和八年二月九日	関門水先区
第二四八三号	方田　正弘	兵庫県	令和八年二月九日	鹿児島水先区
第二四八四号	大久保隆洋	神奈川県	令和八年二月九日	大阪湾水先区
第二四八五号	藤田　新一	和歌山県	令和八年二月九日	大阪湾水先区
第二四八六号	櫛笥　靖文	兵庫県	令和八年二月九日	大阪湾水先区
第二四八七号	松本　茂	大阪府	令和八年二月九日	大阪湾水先区
第二四八八号	千葉　信幸	大阪府	令和八年二月九日	大阪湾水先区